

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、リサイクル技術の実用化やリサイクル施設の普及を図り、地域における資源循環型社会を目指した総合的な環境調和型資源循環システムを構築するため、廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設を新設、増設する者又は研究開発をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 排出抑制 製品の製造工程に改良を加えること等により、廃棄物となる物質の重量又は容量を減少させることをいう。
- (3) 減量化 廃棄物の重量又は容量を減少させることをいう。
- (4) リサイクル 廃棄物を原料として、新たに社会通念上有価な製品を製造することをいう。
- (5) 埋立抑制 排出抑制、減量化又はリサイクルすること等により、最終処分される廃棄物の重量を従前より減少させた状態を継続することをいう。
- (6) 施設 補助対象事業の実施に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成り、一体的に機能するものをいう。
- (7) リサイクル製品 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第35号）第2条第15号に規定するリサイクル製品をいう。
- (8) 環境負荷 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。
- (9) 再生資源等 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源又は同条第5項に規定する再生部品をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内で別表1に掲げる補助対象施設を整備し、直ちに事業化できる者であること、又は別表2に掲げる補助対象研究開発を実施する者であること。
- (2) 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない者であること。
- (3) 県税の滞納等法令に抵触し、助成が適当でないと認められる者でないこと。
- (4) 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。

(補助基本額)

第4条 補助金の交付の対象として知事が認める経費については、別表3に定める補助対象経費の費目ごとに算定した額（消費税及び地方消費税の額については補助対象外とする。）の合計額（以下「補助基本額」という。）とし、その下限額は別表4第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第二欄に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の定めによるものとする。

- (1) 前条に定める補助基本額に、別表4第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第三欄に定める補助率を乗じて算出した額以内とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (2) 一の補助事業に係る前号の額は、別表4第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第四欄に掲げる額を上回らないものとする。
- 2 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補助事業の性格上必要と認められる場合は、別表4第一欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第五欄に掲げる期間とすることができる。

(提案書の提出、内定等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助事業提案書及び知事が必要と認める書類（以下「提案書等」という。）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に基づく提案書等が提出されたときは、当該提案書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付しようとする当該事業計画及び交付しようとする額を内定するものとする。
- 3 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の内定をすることができる。
- 4 知事は、補助金の交付を内定したときは、その内定の内容を、提案書等を提出した者に通知するものとする。
- 5 知事は、第2項及び第3項に規定する内定を行うに当たり、広島県環境県民局補助金等審査会施設整備費等部会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。
- 6 審査会は、必要に応じて提案書等に係る調査を行い、当該提案書等を提出した者に説明を求めることができる。
- 7 提案書等の提出者は、第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内定の内容に不服があるときは、知事が定める期日までに提案書等の取下げをすることができる。
- 8 前項の規定による提案書等の取下げがあったときは、当該事業計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

（交付の申請）

第7条 前条第2項の内定を受けた者は、補助金の交付を申請することができる。

- 2 前項の補助金の交付の申請をする場合には、様式第1に定める補助金交付申請書に、知事が定める書類を添付して、知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定に際して、交付規則第5条に基づき必要な条件を付するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、書面をもって申し出ることとし、知事が定める期日は、交付規則第6条の規定による通知を受けた日から15日以内とする。

（補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後10年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（計画変更の承認等）

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第2による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の費目ごとに配分された額（複数年度を要する事業においては、各年度における補助対象経費の費目ごとに配分された額）を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の費目ごとに配分された額の合計額を超えず、かつ各配分額の30パーセント以内で増減を行おうとする場合を除く。
 - (2) 複数年度を要する事業において、各年度における補助金の総額を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に影響が少ない事業計画の細部の変更である場合
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事故の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、交付規則第10条に基づき、四半期ごとに四半期終了後20日以内及び知事の要求があったときは速やかに様式第4による状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、第4四半期及び補助事業を完了し又は廃止した場合はこの限りでない。

(実績報告)

第14条 交付規則第12条による実績報告は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 交付規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書により行うものとする。

(補助金の支払)

第16条 交付規則第15条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、様式第6による補助金等精算払（概算払）交付請求書を知事に提出しなければならない。

2 交付規則第16条第1項の規定による概算払は、補助事業を実施するためやむを得ないと認められる場合について行うものとする。

3 交付規則第16条第2項の補助金等概算払交付請求書は、様式第6によるものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、交付規則第17条に規定する場合のほか、第11条第1項第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、交付規則第18条第1項又は第2項の規定による補助金の返還を命ずる場合は、前項第3号に規定する場合を除き、交付規則第19条第1項による加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、交付規則第19条第2項による延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、次条第2項の期間が経過するまでの間、様式第7による取得財産管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産のうち、交付規則第22条の規定に基づき処分を制限される財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 交付規則第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の期間とする。ただし、研究開発の用に供する機械及び装置は当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、様式第8による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をするに当たり、交付した補助金の全部または一部の返還をする旨の条件を付することができる。

5 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させるものとする。

(事業実施結果の報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 20 日以内に当該補助事業に係る 1 年間の事業の実施状況について、様式第 9 による事業実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後 3 年間保存しなければならない。

(収益納付)

第 21 条 知事は、事業状況報告書により、補助事業者が補助事業（研究開発に限る。）の実施結果の事業化又は産業財産権等の譲渡又は実施権の設定並びに許諾及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与によって収益を生じたと認めるときは、当該補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に係る届出)

第 22 条 補助事業者は、補助事業（研究開発に限る。）に基づく発明、考案等に関して産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合又はこれらの譲渡又は実施権の設定並びに許諾等をした場合には、遅滞なくその旨を記載した様式第 10 の産業財産権取得等届出書により知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第 23 条 交付規則及びこの要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、正本 1 部とする。

2 前項の書類の提出先は、広島県環境県民局循環型社会課とする。

(その他必要な事項)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別にこれを定める。

(附 則)

この要綱は、平成 15 年 5 月 23 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 17 年 3 月 18 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 21 年 2 月 9 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 23 年 3 月 4 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 30 年 3 月 16 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 3 年 3 月 18 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 5 年 3 月 29 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象施設

次の要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 県内での産業廃棄物の埋立抑制に資するものであること。
- (2) 県内での産業廃棄物の排出抑制、減量化又は循環資源の循環的な利用の促進に資するものであること。
- (3) 計画取扱廃棄物量のうち、広島県内で排出された廃棄物が1/2以上（重量）を占めるものであること。
- (4) 新たに設置又は改造するものであること。
- (5) 使用に伴い発生する環境負荷について、その低減のための十分な配慮がなされているものであること。
- (6) 目的を同じにする他の補助制度の対象施設でないこと。
- (7) 次の第一欄に掲げる施設の区分に応じ、第二欄に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

第一欄	第二欄
(1) 廃棄物排出抑制施設	ア 排出事業者自ら、廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルを行うものであること。
	イ 補助対象事業開始前と比較して、事業場外に排出する廃棄物の重量を10%以上削減するか、又は容量を30%以上削減する施設であること。
(2) 廃棄物リサイクル施設	ア リサイクル製品を製造する施設、又は混合廃棄物を処理する施設であること。
	イ 施設整備前と比較して、次のいずれかを満たす施設を整備するものであること。
	(ア) 新たなリサイクル製品を製造する施設。
	(イ) 既に同等のリサイクル製品を製造している場合、補助対象事業開始前と比較して、事業場全体で製造される当該リサイクル製品の製造販売量を10%以上増加させる施設、又は事業場から排出し最終処分する廃棄物の重量を30%以上削減する施設。
(ウ) 混合廃棄物から再生資源等を分離するための破碎・選別施設等であって、最終処分量が投入した廃棄物の重量の90%、又は容量の70%を下回るもの（主たる選別方法が手選別（重機を人の手で操作して行うものを含む。）であるものを除く。）。	
(3) 資源循環促進施設	ア 廃棄物等の集約・分別等により、循環型社会を促進する施設であること。
	イ 施設整備前と比較して、次のいずれかを満たす施設を整備するものであること。
	(ア) 排出事業者自らが分別又は保管を行うことにより、事業所外に排出後リサイクルされる廃棄物（再生資源等）の重量を30%以上増加させる施設。
	(イ) 現在最終処分されている廃棄物について、リサイクルするために一時的に保管・選別する施設であって、最終処分される廃棄物の重量を10%以上削減するか、又は容量を30%以上削減する積替え・保管施設。ただし、廃棄物の収集・運搬のみを行う事業は除く。
	(ウ) 県内で生産されたリサイクル製品の出荷重量を10%以上増加させる施設。
(エ) 再生資源等の製造施設であって、最終処分される廃棄物の重量を10%以上削減する施設。	

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象研究開発

次の要件のいずれにも該当する研究開発とする。

- (1) 県内に本社又は排出事業場を有する企業者、又は構成員の 2 分の 1 以上が県内に本社又は排出事業場を有する企業者である 2 者以上で構成する任意のグループが行うものであること。
- (2) 県内での産業廃棄物の埋立抑制、排出抑制、減量化又はリサイクルの促進に資するものであること。
- (3) 研究開発及び事業化計画の実施により、県内において新産業又は新事業を創出し、県内産業の活性化に資するものであること。
- (4) 研究開発の内容が既に他において完成されたテーマでないこと。
- (5) 目的を同じにする他の補助制度の対象研究でないこと。

別表3（第4条関係）

区分	費目	補助対象経費
施設整備	本工事費	施設整備の本工事に必要な費用であって、知事に協議し承認を得た額。
	付帯工事費	施設整備に付帯する工事で、電気工事等、本工事に必要な最小限度のものに係る費用であって、知事に協議し承認を得た額（補助対象施設の電力を供給するために必要な太陽光発電施設の設置工事を含む。）。
	調査費	工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等の費用で、知事に協議し承認を得た額。
研究開発	原材料費	原材料及び副材料の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	機械装置、 工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	外注委託費	研究開発に必要な機械装置の設計、加工、部品の作成・組立、試料の製造・分析等の外注経費
	産学等連携費	大学等研究機関と行う共同研究又は委託（受託）研究等を実施する際に要する経費で、当事者間の契約に基づくものに限る
	技術指導受入 費	技術指導の受入及び産業財産権の導入に要する経費
	直接人件費	研究開発に直接関与する者の直接作業時間に対する人件費
	諸経費	研究開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、法定検査・検定料等に必要な経費
	その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

（注1）費用の算定（施設整備に限る。）については、平成17年4月11日付環廃対発第050411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」に準じる。

（注2）施設の敷地となる土地の取得、賃貸、造成及び補償は、補助対象外とする。

（注3）土地及び建屋、基礎（杭基礎、底盤等）、道路等の建築土木に係る内容は補助対象外とする。

（注4）他用途への転用が容易な機械装置等は、補助対象外とする。

別表4（第4条、第5条関係）

第一欄 (区分)		第二欄 (補助基本 額の下限)	第三欄 (補助率)	第四欄 (補助金額 の上限)	第五欄 (補助事業の実施期間)
施設 整備	(1) 廃棄物排出抑制 施設	無し	ア 廃プラスチック類、がれき類、 鉱さいに係る施設の整備 二分の一以内。 (ただし、計画取扱廃棄物量のう ち、当該廃棄物が1/2以上(重 量)を占めるものであること。) イ その他の廃棄物に係る施設の 整備 三分の一以内。	ア 2億円 〔A I等デ ジタル技 術を活用 する施設 の整備は 3億円〕 イ 1億円	交付決定の日から交付 決定の日の属する年度 の翌年度の3月31日ま で
	(2) 廃棄物リサイク ル施設	1,500万円	〔びんごエコタウン実行計画に定め るモデル地区内に施設を整備する 場合は、さらに百分の五を加えた 率以内とする。〕		
	(3) 資源循環促進施 設	無し	三分の一以内。	1,500万円	
研究開発		750万円	三分の二以内。	2,000万円	交付決定の日から交付 決定の日の属する年度 の翌々年度の3月31日 まで

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付申請書

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、申請内容について、関係機関に対し必要な調査を行うことに同意の上、申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙 1-1 (1-2) 事業計画明細書のとおり。

2 補助事業の開始及び完了予定年月日

年 月 日～ 年 月 日

3 補助事業に要する経費 円

4 補助対象経費 円

5 補助金交付申請額 円

6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

別紙 2 (経費の配分調書) のとおり。

7 同上の金額の算出基礎

別紙 2 (経費の配分調書) のとおり。

8 添付書類

(1) 施設整備の場合：別紙 1-1 (事業計画明細書)

研究開発の場合：別紙 1-2 (事業計画明細書)

(2) 別紙 2 (経費の配分調書)

(3) 法人の場合：別紙 3-1 (経営状況表)

個人の場合：別紙 3-2 (資産に関する調書)

(4) 別紙 4 (補助事業に係る資金の調達計画)

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しないことの誓約書

(6) 当該事業について、目的を同じにする他の補助制度の対象となっていないことの申立書

(7) その他知事が必要と認める書類

別紙1-1 (様式第1用)

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金事業計画明細書

1 事業名称

2 事業目的・効果

3 事業主体

4 事業内容

- (1) 要旨
- (2) 実施場所
- (3) 補助対象施設を設置する土地及び建物の面積、所有関係
- (4) 廃棄物に関する事業フロー及び設備概要 (設計計算を含む)
- (5) 施設整備前後のマテリアルフロー
- (6) 計画取扱廃棄物量
- (7) 産業廃棄物最終処分量を削減する効果の程度
- (8) 事業実施によるその他の効果
- (9) リサイクル製品の販売計画
- (10) 環境対策の概要及びその効果
- (11) 導入機器の整備が必要な理由及び整備予定施設の能力を決定した根拠
- (12) 設備及び見積業者選定の概要 (価格、処理能力、メンテナンス費用及び実績等による比較等)
- (13) 資金の調達計画及び事業採算性の見通し
- (14) 過去の補助金実績
- (15) 環境法令違反について
- (16) 事業実施に必要な許認可の有無 (有の場合は、具体的な許認可の内容、無の場合は許認可等取得の対応状況)

5 事業実施計画

- (1) 補助事業の着手 (予定) 年月日
- (2) 用地取得等 (予定) 年月日 (貸与の場合は貸与開始 (予定) 年月日)
- (3) 補助事業の完了 (予定) 年月日
- (4) 施設の利用開始 (予定) 年月日
- (5) 事業区分毎の直営又は請負の別
- (6) 許認可の完了 (予定) 年月日

6 添付書類

	書類の名称	① 廃棄物排出抑制施設	② 廃棄物リサイクル施設	③ 資源循環促進施設
	(該当する施設にチェックを入れてください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)	申請者が法人の場合は定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書、申請者が個人の場合は住民票の写し	○	○	○
(2)	納税証明書（「広島県税について滞納がないこと」を証した書類）	○	○	○
(3)	事業の実施場所の付近見取図	○	○	○
(4)	事業場内の建物及び施設の配置図（施設整備前後）	○	○	○
(5)	補助対象施設等の構造図	○	○	○
(6)	補助対象施設の能力の算定根拠となる書類	○	○	○
(7)	処理フロー図（施設整備前後）	○	○	○
(8)	マテリアルフロー図（施設整備前後）	○	○	○
(9)	既に事業の用に供する用地を取得している場合は、提案者が当該用地の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、当該用地を使用する権限を有すること）を証する書類	○	○	○
(10)	見積依頼仕様書	○	○	○
(11)	見積書及び見積状況比較表	○	○	○
(12)	事業実施の工程表（法規制への対応を含む）	○	○	○
(13)	事業に必要な許認可を既に有している場合は、それを証する書類（許可証の写し等）	○	○	○
(14)	対象となる廃棄物の処理委託契約書の写し 前年度分	○	—	△
(15)	対象となる廃棄物が産業廃棄物の場合は産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、又は年間排出量が分かる書類 前年度分	○	—	△
(16)	廃棄物の分別等に係る作業手順書	—	—	△

○：必須 △：排出事業者の場合必須

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金事業計画明細書

1 研究開発目標等

①開発目標とする商品・サービス・技術を簡潔に記入してください。 ②事業化目標の年度を記入してください。
--

2 申請者の概要

(1) 組合等又は研究グループの概要 (企業者が1者のみの場合は記入不要。)

フリガナ		設 立	年 月設立
名 称 (代表者職氏名)		企業数	
設立趣旨			
事業内容			
組合員又は 参加企業名			
過去に受けた補助金・助成金			
時期	対象事業	交付機関・制度	金額

(2) 企業の概要 (研究グループの場合、参加企業ごとに作成すること。組合等による申請の場合、不要。)

フリガナ		創業・設立	年 月設立
名 称 (代表者職氏名)		資 本 金	千円
会社所在地		従 業 員	人
排出事業場所在地	(広島県内に本社がない場合に記入)		
業務内容			
売 上 構 成	主な製品名	年間生産額	主 会 社 名
			主 会 社 名
主 要 株 主	株 主 名		持株割合 (%)
過去に受けた補助金・助成金			
時期	対象事業	交付機関・制度	金額

3 研究開発体制

開 発 体 制	役割・担当	法人名 (組合等の場合は記入不要)	研究担当者		経歴
			職名	氏名	
代表・					
開 発 場 所	開発内容	開発場所	開発責任者		
			法人名	職名	氏名

申請者（組合等又は研究グループの場合、代表者）の連絡先
 連絡担当者名・所属役職：
 Tel：() - 、 Fax：() - 、 E-mail：

4 研究開発の内容

(1) 研究開発の背景（提案理由）	社会的・経済的・技術的背景を踏まえ、研究開発を行うことについて、その提案理由を記述してください。
(2) 研究開発の目標	研究開発終了時に目指すべき達成目標について、最新の技術水準や今後の技術トレンド等をもとに目標設定の根拠を明瞭かつ具体的に記述してください。
(3) 研究開発の内容	<p>研究開発の内容について、</p> <p>①廃棄物の排出抑制や減量化がどこに見られるのか、リサイクルをどのように実施するのか、</p> <p>②技術開発で取り扱う予定の廃棄物の種類等について、記述してください。</p> <p>③併せて、コベネフィット型技術*の研究開発の場合は、地球温暖化対策をどのように実施するのかを記述してください。</p> <p>また、研究開発目標を達成するために、研究開発をどのような方法で行うのかについて、</p> <p>④それは従来の研究開発方法に比してどこが違うのか（新規性）、</p> <p>⑤そこにはどのような研究開発課題があり、</p> <p>⑥それを本提案の研究開発方法でどう解決するのか（独自性） を記述してください。</p> <p>・概念図やイメージ図を添付してください。</p>
(4) 研究開発の規模及び方法	この研究開発に使用しようとする設備及び材料等を明らかにするとともに、どの程度の規模で行うか、試作品をどれだけの数製作するか、その規模又は数量を選んだ理由等について記述してください。
(5) 外注委託の内容	<p>研究開発を実施するために、必要となる外注委託について、次のことを記述してください。</p> <p>①どのような内容であるのか</p> <p>②契約年月日、契約金額、契約期間及び方法</p> <p>③なぜ必要なのか</p>

*コベネフィット型技術：3R（廃棄物対策）と地球温暖化対策を同時に進める技術

(11) 研究成果の事業化

研究成果の事業化について

①事業化戦略

研究成果の事業化の開始時期及びどのような販売形態（販売体制及び対象顧客）を予定しているのか。

また、製品化・サービス提供開始から5年間の販売スケジュール（価格及び売上見込額）について記述してください。

②市場性評価

研究成果の事業化を狙う対象市場及び市場規模について、

また、競合製品等と比較し、有利な製品の開発につながる研究であること、

更に、予定する新製品に類似した既存製品が、世界及び日本国内に存在するか否かを調査し、その結果及び相違点について記述してください。

③内外特許との関連

関連する特許の状況について記述してください。

また、特許出願の予定があれば、出願内容及び出願時期について、記述してください。

(12) 他補助制度等への類似プロジェクトの申請等

提案プロジェクトと関連のある研究開発課題で、過去に実施済み、実施中又は申請中及び申請予定のプロジェクトがあれば、「研究開発テーマ名」「関係省庁等名」「事業名」「研究開発期間」「研究資金の額」「本提案との相違点」を記入してください。

(注) 1～4までの項目で6枚以内としてください。

経費の配分調書

(1) 総括表

(単位:円)

補助 事業の 名称	補助対象 経費の 費目	補助事業 に要する 経費	補助対象 経費	経費の負担区分			補助金申 請額	備考
				県	事業者	その他 (名称)		
	小計							
	小計							
	小計							
	小計							
	小計							
	小計							
合 計								

(2) 内 訳

支出内訳書のとおり

(注) 複数年度を要する事業については、年度ごとに作成すること。

支出内訳書（施設整備用）

区 分	種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
本工事費				円	円	
	計					
付帯工事費						
	計					
調査費						
	計					

（注）仕様欄には、機器のメーカー、型式及び能力を記載すること。

支出内訳書（研究開発用）

区 分	種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
原 材 料 費				円	円	
	計					
構 築 物 費						
	計					
機 械 装 置, 工 具 器 具 費						
	計					
外 注 委 託 費						
	計					
産 学 等 連 携 費						
	計					
技 術 指 導 受 入 費						
	計					
直 接 人 件 費						
	計					
諸 経 費						
	計					
そ の 他						
	計					

(注1)購入物件については、その購入先を備考欄に記載すること。

(注2)機械装置及び工具器具などを製造する場合は、木型、鋳物、鋼材などを原材料費に入れることなく、製造人件費などを含めて機械装置、工具器具費に計上し、その内訳を仕様の欄に記載すること。

経営状況表

(単位: 千円)

種別 項目	第 期	第 期	第 期
	年 月 日から 年 月 日	年 月 日から 年 月 日	年 月 日から 年 月 日
売上高 (A)			
経常利益 (B)			
総資本 (C)			
自己資本 (D)			
流動資産 (E)			
流動負債 (F)			
総資本経常利益率 ($B \times 100 / C$)			
売上高経常利益率 ($B \times 100 / A$)			
自己資本比率 ($D \times 100 / C$)			
流動比率 ($E \times 100 / F$)			

※ この資料は、直前3年の財務諸表により作成してください。

※ 金額は、百円の位を四捨五入して、千円単位で記入してください。率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。

(添付書類)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 (直前3年の各事業年度分)

資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価格・金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			

負債の種別	内容	数量	価格・金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受け金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

補助事業に係る資金の調達計画

1 補助事業に要した経費

2 資金の調達状況

自己資金又は融資 の別	金額(円)	融資等を受けた銀行等	備考
自己資金・融資			
自己資金・融資			
自己資金・融資			
自己資金・融資			
自己資金・融資			
合計			

3 添付書類

- ・銀行等の融資を受ける場合は、融資先との協議状況（見通しを含む）
- ・自己資金の場合は、資金の状況がわかる書類（口座残高証明書等）

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助事業実施計画
変更（等）承認申請書

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

（注1）事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1-1（1-2）事業計画明細書に変更後の内容を記載して添付すること。

（注2）経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2経費の配分調書に変更前後の額を左右に区分の上、記載して添付すること。

（注3）中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第3（第12条関係）

年 月 日

広島県知事 様

報告者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助事業事故報告書

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助事業の事故について次のとおり報告します。

1 事故の原因及び内容

2 事故に係る金額 円

3 事故に対して採った措置

4 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延（事故）等の理由を立証する書類を添付すること。

年 月 日

広島県知事 様

報告者 住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助事業状況報告書

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり報告
します。

区分	財産名	規格	数量	単価	計画額	取得 状況	取得年月日	実施額	備考
				円	円			円	

(添付書類)

- ・ 工程表
- ・ 契約済のものは契約書の写し
- ・ 進捗状況の写真

年 月 日

広島県知事 様

報告者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助事業実績報告書

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 実施した補助事業

（1）補助事業の内容

別紙1-1（1-2）事業実績明細書 記載のとおり。

（2）補助事業の効果

別紙1-1（1-2）事業実績明細書 記載のとおり。

2 補助事業の収支決算

別紙2補助金収支決算調書 記載のとおり。

3 資金の調達状況

別紙3補助事業に係る資金の調達状況 記載のとおり。

4 添付書類

様式第7 取得財産管理台帳

（注1）交付要綱第16条第2項の概算払を受けた場合は、別途概算払精算書を作成し、提出すること。

（注2）施設整備の場合は別紙1-1、研究開発の場合は別紙1-2を添付すること。

別紙1-1 (様式第5用) (施設整備用)

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金事業実績明細書

1 事業名称

2 事業目的

3 事業主体

4 事業内容

(1) 内容

(2) 実施場所

(3) 補助対象施設を設置する土地及び建物の面積、所有関係

(4) 設置した補助対象施設の概要

(5) 環境対策の概要及びその効果

(6) 事業実施に必要な許認可の種類

5 事業実施年月日

(1) 補助事業の着手年月日

(2) 用地取得等年月日 (貸与の場合は貸与開始年月日)

(3) 補助事業の完了年月日

(4) 施設の利用開始年月日

(5) 事業区分毎の直営又は請負の別

(6) 許認可の完了年月日

6 添付書類

	書類の名称	① 廃棄物排出抑制施設	② 廃棄物リサイクル施設	③ 資源循環促進施設
	(該当する施設にチェックを入れてください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)	事業の実施場所の付近見取図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	事業場内の建物及び施設の配置図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	補助対象施設等の構造図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)	見積依頼仕様書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)	見積書及び見積状況比較表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)	購入した施設の性能等が分かる書類（仕様書又はカタログ等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)	事業実施の工程表（法規制への対応を含む。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)	工事写真及び完成写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)	事業に必要な許認可を既に有している場合は、それを証する書類（許可証の写し等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10)	廃棄物の分別等に係る作業手順書	—	—	△

○：必須 △：排出事業者の場合必須

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金事業実績明細書

研究開発の内容	※ 研究開発の内容を具体的に表現すること
補助事業実施場所	※ 実施した場所の名称、所在地、電話番号を記入すること ※ 2か所以上ある場合は、そのすべてについて記入すること
開発スタッフ	※ 企業名、所属、職・氏名、技術に関する主な履歴・実績
外部からの招聘した専門家等	※ 外部の者に指導又は協力を依頼した場合は、その所属、職名、氏名、専門とする分野を記入すること
研究開発期間	開始 年 月 日 完了 年 月 日
研究開発の実施状況	※ 研究開発の実施状況を当初計画と対応させて、技術的内容、スケジュール、使用した特許などについて、図面、図表、写真等を添付して記入すること
研究開発の成果	※ 研究開発の成果について具体的、詳細に記入し、その成果を実用化させるための具体的な方法、問題点、技術的・経済的効果等について詳細に記入すること
成果の事業化	※ 成果の事業化の見込み、時期、規模、量産化したときの売上目標、取引先などあるいは、成果が製造工程の合理化、製品の品質・性能向上に役立つかなどについて記入すること
産業財産権等の取得状況	※ 補助事業実施期間中に産業財産権等を取得したかどうか、取得した場合は、その内容について記入すること

補助金収支決算調書

1 収入

(単位:円)

項目	金額
補助事業者充当額	
補助金充当額	
合計額	

2 支出

(1) 総括表

(単位:円)

補助事業 の名称	補助対象 経費の 費目	補助事業に要した経費		補助対象経費				補助金充当額	
		計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付 決定額	実績額
合計									

(2) 内訳

支出内訳書のとおり

(注) 複数年度を要する事業については、年度ごとに作成すること。

支出内訳書（施設整備用）

区 分	種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
本工事費				円	円	
	計					
付帯工事費						
	計					
調査費						
	計					

（注）仕様欄には、機器のメーカー、型式及び能力を記載すること。

（添付書類）

補助事業に係る経理関係書類（発注書、契約書（請書）、納品書、検収調書、請求書、振込金受取書、通帳の写し等）

支出内訳書（研究開発用）

区 分	種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
原 材 料 費				円	円	
	計					
構 築 物 費						
	計					
機 械 装 置, 工 具 器 具 費						
	計					
外 注 委 託 費						
	計					
産 学 等 連 携 費						
	計					
技 術 指 導 受 入 費						
	計					
直 接 人 件 費						
	計					
諸 経 費						
	計					
そ の 他						
	計					

<添付書類>

(1) 補助対象経費としたものは、契約書、領収書等の支出証拠書類の写し（備考欄に添付番号を記入すること。）。

(2) 直接人件費については、開発担当者の各月の就業日数・時間、給与明細及び社会保険料の雇用主負担額を確認できる書類

補助事業に係る資金の調達状況

1 補助事業に要した経費

2 資金の調達状況

自己資金又は融資 の別	金額(円)	融資等を受けた銀行等	備考
自己資金・融資			
自己資金・融資			
自己資金・融資			
自己資金・融資			
自己資金・融資			
合計			

3 添付書類

融資を受けたことがわかる書類

年 月 日

広島県知事 様

請求者 住所
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金
精算払（概算払）交付請求書

広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱第16条第1項（第3項）の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 精算（概算）払請求金額 円

2 請求金額の算出内訳（概算払または複数年度を要する事業費の一部の清算払の請求をするときに限る。）
（概算払または複数年度事業の場合） (単位：円)

補助対象経費の費目	交付決定		前回までの金額		今回対象の金額				支払済補助金額 ③	請求額 ①+②-③
	補助事業に要する経費	補助金の額	支出費用	所要補助金 ①	支出費用 (実績)	支出費用 (見込)	支出費用 (合計)	所要補助金 ②		

3 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

4 振込先

金融機関名		本店・支店名	
預金の種別			
口座番号			
(フリガナ) 預金の名義			

(注) 算用数字を使用すること。

取得財産管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注1）対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

（注2）財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図書類、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

（注3）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注4）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助事業
財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助事業に係る取得財産を次のとおり処分したいので、広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金交付要綱第19条第3項の規定により次のとおり申請します。

1 品目及び取得年月日

2 取得価額及び時価 円

3 処分の方法

4 処分の理由

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金事業実施況報告書

年 月 日付け指令循社第 号で交付決定のあつたこの補助事業に係る 年度の実施状況について、廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金事業実施況報告書交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、報告します。

1 補助事業の成果の事業化等の状況 (研究開発の場合)

(単位 : 円)

補助金確定額 A	
補助事業に係る本年度収益額 B	
控除額 C	
本年度までの補助事業に係る支出額 D	
基準納付額 $(B - C) \times A / D$	
前年度までの補助事業に係る県への累積納付額	
本年度納付額	
備 考	事業化状況の実態把握調査表は別紙 1 - 1 のとおり

2 補助事業の実施状況 (施設整備の場合)

別紙 1 - 2 のとおり

事業化状況の実態把握調査表

1 該当する事項に○印を付けてください。

- ① 本年度における当該補助事業の成果に基づく製品の販売又は譲渡
あり なし
- ② 本年度における当該補助事業の成果に基づき取得した産業財産権等の譲渡又は実施権の設定並びに許諾
あり なし
- ③ 前2号に掲げるもののほか、本年度における当該補助事業の成果の他への供与
あり なし
- ④ 補助事業年度の次年度以降において、開発に係る追加経費の発生
あり なし

2 1の①～③について「あり」の場合は、次表に記載してください。

製品の名称 (産業財産権等の譲渡又は実施権の設定並びに許諾及び成果の他への供与を含む)	販売又は譲渡等の数量	単価 (円)	販売又は譲渡等の合計金額 (円)	販売又は譲渡等に係る総原価 (円)

なお、「販売又は譲渡等の合計金額」及び「販売又は譲渡等に係る総原価」の算出根拠資料として、生産及び販売実績書、試作品又は製品の原価計算書、産業財産権等の譲渡契約書等の写しを添付してください。

3 1の④について「あり」の場合は、次表に記載してください。 (単位:円)

年 度	総事業費又は追加経費	自己負担額	補助金確定額
補助事業年度			
補助事業終了後 1 年 目		/	/
同 2 年 目			
同 3 年 目			
同 4 年 目			
同 5 年 目			

排出抑制・リサイクル施設整備事業の実施状況

1 廃棄物のリサイクル等の状況

次の項目について、昨年度の実績 [t/年] 及び今年度の見込みを記載してください。

	処理廃棄物量 ^{※2}	(ア) 排出抑制量 ^{※3}	(イ) 減量化量	(ウ) 再生利用量 ^{※4}	(エ) 最終処分量	(オ) その他 ^{※5}
計画量 ^{※1}						
年度実績						
年度見込						

※1 補助金交付申請時の計画量を記載してください。

※2 (ア) ~ (オ) の合計値と一致させてください。

※3 排出抑制量 = [未処理の場合の排出量 (推計値)] - [実際の排出量 (実績値)]

※4 リサイクル製品の販売量を記載してください。

リサイクル製品名	販売量	販売先 (主なもの)

※5 その他の処理方法について具体的に記載してください。

処理方法()

2 計画量に達していない場合 (最終処分量については計画量を超える場合)、その具体的な理由

3 今後の実施方針

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金
に係る産業財産権取得等届出書

年 月 日付け指令循社第 号で交付決定のあつたこの補助事業に関し、次のとおり産業
財産権等を取得（譲渡、実施権の設定、許諾等）したので、広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等
補助金交付要綱第22条の規定により、届け出ます。

- 1 種 類（番号及び産業財産権等の種類）
- 2 内 容
- 3 相手先及び条件（譲渡、実施権の設定、許諾等の場合）